

件名	令和4年度 第1回大空町給排水事業経営審議会議事録		
月日	令和4年7月12日(火曜日)	場所	大空町役場3階1号会議室
時間	午後1時30分 から 午後3時00分 まで		
出席者	委員：小松会長、後藤委員、岡内委員、旭委員、近藤委員、 鈴木委員、浜本委員 計7名 役場：松川町長、高島建設課長、山本参事、高主幹、山口主査、岸主事補		
傍聴者	無し		
<p>■第1回 大空町給排水事業経営審議会</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 町長挨拶</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 会長及び副会長の互選について</p> <p>(2) 令和3年度 各会計の決算状況について (簡易水道事業・下水道事業・個別排水処理事業)</p> <p>(3) 大空町地方公営企業会計法適用基本方針について</p> <p>(4) 現地視察(昭和浄水場)</p> <p>4. その他</p> <p style="text-align: center;">〔主たる顛末〕</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 大空町給排水事業経営審議会 会長及び副会長の選出について 会 長：小 松 英 二 委員 副会長：菅 野 宏 治 委員</p> <p>会長挨拶： 只今、会長に選出されました「小松」でございます。これから2年間、副会長の「菅野」さん、委員の皆様と力を合わせて、大空町の簡易水道・下水道及び個別排水処理事業につきまして、健全な経営を目指し、調査・審議を行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。</p>			

(2) 令和3年度 各会計の決算状況について

(簡易水道事業・下水道事業・個別排水処理事業)

- ① 各会計の給水人口・年間総有収水量・料金収入・歳入額・歳出額・一般会計繰入金について説明

(質 疑)

委 員： 簡易水道事業となっておりますが、水道事業と何が違うのですか。

事務局： 水道事業は簡易水道事業と上水道事業があります。簡易水道事業は計画給水人口が5,000人未満になります。言い方が違うだけで、水処理の施設、水質基準などの違いはありません。簡易水道事業であれば特別会計による会計処理になります。上水道事業になれば企業会計による会計処理になります。

事務局： 給水人口が6,562人と説明しましたが、大空町では本町地区・高台地区・東藻琴地区の3つの簡易水道事業で経営をしており、それぞれが5,000人未満となっております。結果、簡易水道事業で事業運営をしています。

(3) 大空町地方公営企業会計法適用基本方針について

- ① なぜ、「法適用を行うか」について説明
② 「大空町地方公営企業会計法適用基本方針」について説明

(質 疑)

委 員： 法適用になったら、単純に赤字はなくなるのですか。

事務局： 先ほど3会計で50,000千円程度の赤字を一般会計から補填しているとご説明をしましたが、それをゼロにするためには料金改定をする必要があります。令和3年度の決算額で積算すると、給水料金は、現在「女満別地域1,495円」、「東藻琴地域1,144円」が、統一料金で「1,150円」となります。下水道料金は、「1,777円」が「3,130円」になります。個別排水処理使用料は5人槽で「4,461円」が「5,6

00円」になります。全てを赤字補填分として料金改定はできませんので、段階的に料金改定をしながら一般会計繰入金の赤字補填額を減らしていくことが、法適用の目標になります。ご説明では一般会計繰入金の基準外繰入金を無くすとご説明をしましたが、段階的に赤字補填額を減らしていくことを考えています。

委員： いつぐらいから料金改定をしていく予定ですか。

事務局： 施設が老朽化していることと、町の財政状況により料金改定の時期が決まってきます。ただ急に料金が倍になったりしないように進めたいと考えています。

事務局： 現在、固定資産台帳を整備しています。今後どのぐらいの施設更新事業があり、いつ更新していくかが分かります。施設更新計画と同時に料金改定計画も作り、審議会に諮問させていただいて協議を受けながら進めたいと考えています。現段階では料金改定の時期は明確にできません。

委員： 16ページの、「2. 対象事業」で②下水道事業の（1）公共下水道事業、（2）特定環境保全公共下水道事業とは何が違うのですか。

事務局： （1）公共下水道事業は女満別地域、（2）特定環境保全公共下水道事業は東藻琴地域のことになります。

事務局： 下水道事業に違いはないのですが、都市計画区域がある町が下水道事業認可を行ったものは公共下水道になります。都市計画区域が無い町が下水道事業認可をした場合には特定環境保全公共下水道になります。事業内容など行っていることは同じです。

事務局： 旧女満別町も当初は特定環境保全公共下水道事業で始まり、その後都市計画が入りましたので、公共下水道事業に変更になっています。旧東藻琴地域は特定環境保全公共下水道事業のままとなっています。それぞれ両地域とも網走市浄化センターに汚水管を接続して処理をしています。

4. その他

（1）女満別地域の水質改善について説明

事務局： 女満別地域の水質改善のために取り組んでいる状況にあります。今の東藻琴地域の水量では女満別地域を賄うことはできません。東藻琴地域で新たな湧水を見つけて、平成26年度から平成30年度にかけて、水道水として大丈夫なのか、水利権はどうなのかなど調査をしました。結果、水道水として利用可能と判断をしました。湧水の場所は民地で、平成29年ごろに売買の打診をしていましたが、借地契約の希望があり検討をして交渉を続けていました。しかし、借地契約もなかなか難しく行き詰っていた状況にありました。昨年2月に土地所有者の方がお亡くなりになり、親族の方から土地売買に応じる話があり、相続人の方と土地売買の交渉をしていましたが、町から提示した金額と所有者の売買希望金額に大きな差がありました。このままでは交渉が出来ないと判断をして、今は交渉を中断している状況にあります。

今後も女満別地域の水質改善は色々と継続して行っていますが、網走市と連携を進めることを考えています。具体的には、網走市の水源は東藻琴地域にあるので、網走市に送る水道管から分水して女満別地域に送水できないのか、網走市と情報交換や勉強会をしている状況にあります。

将来、水道事業が効率的に運営でき、良質な水道供給が出来るような取り組みを考えています。審議会でもご協力をお願いしたいと思っています。

(質 疑) なし

(4) 現地視察 (昭和浄水場)

会 長： 以上を持ちまして、令和4年度 第1回大空町給排水事業経営審議会を終了します。本日はお疲れさまでした。